

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 1 4 日
契 約 業 者 名	(株) 復建技術コンサルタント 東京支店
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区内神田二丁目 1 6 番 9 号
業 務 の 名 称	R 6 厚木秦野道路橋梁設計業務
業 務 場 所	自) 神奈川県厚木市中依知地先 至) 神奈川県秦野市西大竹地先
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 橋梁詳細設計 (伊勢原北 I C 本線第一橋)、橋梁詳細設計 (伊勢原北 I C G ランプ第二橋) 2. 仮設構造物設計 (伊勢原北 I C 本線第一橋)
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 1 月 1 6 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 8 月 2 9 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 3 0 , 4 3 8 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 3 8 , 2 2 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 6 8 , 6 6 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 橋梁詳細設計 (伊勢原北 I C 本線第一橋)、橋梁詳細設計 (伊勢原北 I C G ランプ第二橋) 交差道路条件の変更及び技術基準の改定に伴い、早急に過年度成果の修正設計を実施する必要性が生じたため、橋梁詳細設計 (伊勢原北 I C 本線第一橋) 及び橋梁詳細設計 (伊勢原北 I C G ランプ第二橋) 増工する。 2. 仮設構造物設計 (伊勢原北 I C 本線第一橋) 橋梁詳細設計の修正及び交差道路条件の変更に伴い、仮設構造物設計を実施する必要性が生じたため、仮設構造物設計 (伊勢原北 I C 本線第一橋) 増工する